

平成16年7月29日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第5回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 資料説明等	3
3 . 意見交換	2 0
4 . 閉 会	3 4

開 会

川合畜産総合推進室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第5回畜産企画部会を開催させていただきます。

私、7月2日付けで畜産総合推進室長を拝命いたしました川合でございます。よろしく申し上げます。畜産企画課長が所用のため遅参いたしますので、私がしばらく進行を務めさせていただきますと存じます。

まず、本日お配りしております資料の確認でございます。それぞれ資料番号が付されておりますが、まず

資料1として「議事次第」をお配りさせていただいております。

資料2が「委員名簿」でございます。

資料3として「安全・安心な畜産物の供給に向けた取組(その1)」がございます。

資料4として「安全・安心な畜産物の供給に向けた取組(その2)」がございます。

資料5といたしまして「食料・農業・農村政策審議会企画部会における検討状況」。

資料6として「第4回畜産企画部会委員要求資料」でございます。それから、

資料7として「WTOの動き」という資料をお付けしてございます。資料7につきまして、その後ろに別途、1枚のカラーコピーで「大島議長案への対応」というものが添付されております。その後

参考資料1として「流通段階における牛乳・乳製品及び牛肉の安全・安心の確保」。

参考資料2として「牛乳・乳製品及び牛肉の貿易状況」という資料をお配りさせていただいております。

以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。落丁等ございませんでしょうか。

それでは、7月に畜産部の方で部長以下の幹部職員の人事異動がございましたので、異動者を御紹介させていただきたいと存じます。

まず、町田畜産部長でございます。

畜産振興課、廣川生産技術室長でございます。

なお、畜産企画課長につきましても異動がございまして清家企画課長にかわっているわけですが、先程申し上げましたように若干遅参するということで、到着いたしましたら御紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、畜産部長の異動がございましたので、新部長の町田から一言御挨拶を申し上げます。

町田畜産部長 7月2日付けで畜産部長を拝命した町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

畜産企画部会の委員の先生方には、平素から大変畜産の振興に御支援、御指導をいただいております。改めてお礼を申し上げる次第でございます。

この畜産企画部会でございますが、2月に第1回を開かせていただきまして、酪肉近代化基本方針、家畜改良増殖目標の諮問をさせていただきました。その後、畜産をめぐる状況ということで、餌の問題とか畜産環境の問題、また牛乳・乳製品、牛肉の生産、流通、消費といった問題について御議論を賜ってきたところでございます。

本日でございますが、13年のBSEの発生等を契機に安全・安心の問題についての関心が高まっております。そういったことを踏まえて、畜産物の安全性をめぐる情勢について御説明をさせていただきたいと思っております。また、明日、7月30日を期限といたしましてWTOの枠組み合意に向けた議論がジュネーブで精力的に行われているところでございます。現時点の最新の状況についても御報告をさせていただき、また御議論いただければと思っております。

今後でございますが、秋以降、先程言いました酪肉近代化基本方針、家畜改良増殖目標の本格的な検討をしていただくことになろうかと思っております。また、随時本審の企画部会の方での基本計画の策定状況について報告させていただいており、本日もその部分がございますが、中間論点整理を踏まえてまたいろいろ議論があるということでございます。そういった中で担い手の問題等が議論になっております。そういった点につきましても精力的に御議論いただければと思っております。

委員の皆様大変御苦労をおかけするかと思っておりますが、我が国の畜産の将来展望につきまして実り多いものになりますように、よろしく願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

川合畜産総合推進室長 それでは生源寺部会長、よろしくお願い申し上げます。

生源寺部会長 本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に事務局から本日の出欠状況の報告、続きまして本畜産企画部会の運営について御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 本日の出欠状況でございます。本日は、足立委員、今委員、遠藤委員、神田委員、伊藤委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席ということで御連絡をいただいております。なお、事前に部会長の許可を得まして、山口委員の代理といたしまして北海道農業協同組合中央会酪農畜産課長の横田勝美様に御出席をいただいております。

生源寺部会長 それでは、引き続き議事運営につきまして御提案といたしますか、御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 それでは、議事運営につきまして御説明をさせていただきます。

第1回畜産企画部会では、当部会の議事運営につきまして、「欠席される委員の方で御意見がある場合には、代理の方を通じて書面で部会長に提出いただき、必要な場合には部会長から御披露いただくこととする。この際、代理の方の出席については、事前に部会長の許可を得ていただく。」と決定いたしました。前回の畜産企画部会におきまして部会長から、急に部会に出席することができなくなった場合や代理の方の出席が困難である委員の場合においては、意見を表明する機会が失われてしまうという御指摘を頂戴したところでございます。

このため、見直しをいたしまして、「欠席される委員の方で御意見がある場合には、直接又は代理の方を通じて書面で部会長に提出いただき、必要な場合には部会長から御披露いただくこととする」と改めまして、代理の方の出席が困難な場合でも意見表明ができるようにしてはいかかかと考えております。なお、代理の方の出席については事前に部会長の許可を得ていただくという点については従来と同様の取り扱いといたしたいと考えており

ます。以上でございます。

生源寺部会長 ただいま事務局から、欠席される委員の意見の提出の方法につきまして若干改めるといふことで御提案があったわけですが、もしこれで御異議がないようであれば、今後は代理出席者を通じなくても、書面で提出をいただければ、必要に応じて欠席者の意見を私から紹介することにしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それでは今後はそのような形で取り扱わせていただきます。

資料説明等

生源寺部会長 それでは、最初に事務局から用意されております資料について御説明をいただき、その後、委員の皆様から御自由に意見を述べていただく、こういう形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の閉会時刻でございますが、3時半を目途としておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、最初に資料3の「安全・安心な畜産物の供給に向けた取組(その1)」について、衛生管理課長に御説明をお願いいたします。

栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それではお手元の資料3を御覧いただきたいと思います。まず、2枚めくっていただきまして1ページを御覧いただきたいと思います。安全・安心な畜産物の供給に向けた取組ということで、新たな体制の構築についてまとめてお示ししております。もう御承知のことかと思いますが、昨年の7月から食品安全委員会が設けられ、食品安全基本法に基づいて、国民の健康の保護を最優先とする新しい食品安全行政がスタートしております。

関係の体制は絵でお示ししているとおりでありまして、農林水産省が一番下の箱の中に書いてございますリスク評価を受け、リスクコミュニケーションを大切にして、リスク管理を行うための対策を決定して実施しております。それから、農林水産省の中の体制も、産業振興とリスク管理を分離いたしまして、食品安全委員会、厚生労働省等との連携を強化しております。絵の右の方でございますが、私どもの衛生管理課、あるいは農薬や肥料の取締り等を担当しております農産安全管理課、これは以前は産業振興部局であります生産局にあったわけですが、昨年の7月1日に生産局から分離されまして、「消費者の視点を第一に」をモットーとする消費・安全局に移されております。

次のページをお願いいたします。食の安全・安心のための政策大綱の概要をお示ししております。国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための取組指針として昨年の6月に公表されたものでございます。

この大綱には、下に4つに分けて書いてありますが、1つは関係者との対話を大切にしてその意見を反映した施策づくりをするということ、それから、その下にございますように、生産から消費までを考えた総合的な、すべての関係者が協力して取り組めるような施

策作りと確実な実施を目指すということ、それから、生産者・事業者による安全・安心な食品を届ける自主的な取り組みを進めるといったこと、最後に、内外から広く情報を集めて危機の回避に努めるというようなことが盛り込まれておりまして、これに基づいて政策を進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。家畜衛生をめぐる情勢でございますが、まず家畜伝染病予防法という法律がございます。この法律は畜産の振興を図ることを目的としているものですが、家畜の健康を守って、安全な畜産物は健康な家畜からということを目指しているものです。内容は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するための措置、発生してしまった場合のまん延を防止するための措置、それから、海外からの侵入防止だけではなく、持ち出すことも防ぐといった目的での輸出入検疫、水際対策について規定をしております。

その下に家畜防疫体制の仕組みをまとめてありますが、一番左に生産者、農場がございます。ここの情報のやりとり、あるいは必要な検査や発生予防活動を第一線でやっていただいているのは都道府県の家畜保健衛生所の家畜防疫員の方々です。家畜防疫員というのは、知事が都道府県の職員で獣医師である人の中から任命することになっておりまして、特に必要なときは獣医師でない、十分な学識経験を持った方を任命することもございますが、今年の4月1日現在、家畜保健衛生所は全国に178カ所ございまして、家畜防疫員が2,477名、このうち2,173名が獣医師の資格を持っております。昨年と比べますと、昨년이2,099人でしたので、378名家畜防疫員の数は増えております。

右端に農水省の衛生管理課が書いてありますが、国際機関との情報交換、あるいは研究機関であります動物衛生研究所とも連携をしながら対応させていただいております。それから、共済あるいは農協の獣医さんも一緒になって自主的な発生予防活動などに取り組んでいただいております。

次のページをお願いいたします。家畜伝染病の発生状況でございます。表を御覧いただきますと、まず口蹄疫。この病気は、平成12年のところに4と書いてありますが、92年ぶりに発生いたしました。3月に発生しまして、約半年で清浄化を達成して、その後は発生を抑えております。

その下の流行性脳炎ですが、これは日本脳炎でございます。今年に入って豚で2件発生しています。この日本脳炎と、その次の炭疽、結核病は人畜共通の感染症ですが、炭疽、結核病、いずれも近年発生が抑えられておりまして、今年も発生がございません。

その下のヨーネ病ですが、これは牛が頑固な下痢を呈する慢性の病気ですが、近年検査が強化されておりまして、摘発が続いております。

その下の伝達性海綿状脳症、牛はBSE、めん羊はスクレーピーでございます。これは後程少し詳しく御説明をさせていただきます。

豚コレラでございますが、これは平成5年以降発生がございません。現在、撲滅対策、ワクチンを使わない衛生対策への移行を目指しているところでございます。先般、南九州でこの病気を疑う事例がございましたが、3月にあって、先日もまたあったわけですが、いずれにつきましても野外ウイルスによる感染ではないと判断されております。

それからニューカッスル病でございますが、これはワクチンによるコントロールがうまくいっておりまして、昨年、今年も発生がございません。

一番下が高病原性鳥インフルエンザですが、これも後程もう少し詳しく御説明をいたし

ますが、ここでは5件の発生となっております。注の2を御覧いただきたいんですが、これまで報道されております件数は山口と大分と、京都で2カ所ということで4件と認識されていらっしゃる先生が多いと思いますが、ここでは、京都の例のところから出荷されて食鳥処理場において他の鳥に感染したというケースがございまして、それをカウントしております。その関係で家畜伝染病予防法に基づく公式な件数としては5件というふうにかウントさせていただいております。

次のページに主要な家畜伝染病の概要をまとめてございます。後で御覧いただければと思いますが、ちょっと見ておいていただきたいのはウエストナイルウイルス感染症のところです。流行性脳炎という欄の真ん中ごろにございます。これは従来アフリカとかヨーロッパ、西アジアに発生しておりましたが、近年、北米で発生して問題になっております。万が一日本に入ってきてしまった場合、既に防疫マニュアルを作っております。これによる対応ということになりますが、家畜伝染病予防法上は流行性脳炎ということで扱われることとなります。これは食の安全とは関係のない病気で、蚊に刺されなければうつらないという病気でございます。御紹介させていただきます。

次のページをお願いいたします。我が国におけるBSEの発生状況でございます。平成13年の9月10日に初めて確認されました後、10月18日からと畜場での検査、リスク部位の除去が始まったわけでございますが、その後、2例目から9例目、10例目までがと畜場での検査で確認されたものでございます。このうち8例目につきましては23カ月齢、9例目は21カ月齢の若齢牛であるということ、そして肉骨粉の給与規制後に生まれているということで、いろいろ取り上げられた牛でございます。1例目から7例目まで、あるいは10例目、11例目につきましては、いずれも生年月日が平成7年12月から平成8年4月に集中しております。

8例目につきましては、厚生労働省の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」におきまして異常プリオンのタイプが非定型的である、他のものと違うと判断されております。現在、これにつきましては動物衛生研究所で感染実験が行われておまして、本当に伝達性があるのかどうかということについての実験が続けられているところでございます。10例目、11例目以降につきましては大変冷静に受けとめていただいております。感謝いたしております。

11例目は死亡牛の検査で確認されたわけでございますが、次のページを御覧いただきたいと思っております。7ページの左の下に四角で囲って書いてありますが、死亡牛の検査は、24カ月齢以上の死亡牛について届出を義務付けさせていただいております。これらの検査は原則として昨年の4月1日から実施ということになっておりましたが、今年の4月1日からはすべての都道府県で24カ月齢以上の死亡牛全頭について検査が実施されております。年間10万頭近く出る大変な作業でございますが、各都道府県で対応していただいております。

それから、この絵を見ていただきまして、左の方から、飼料・肥料としての肉骨粉等はすべての国からの輸入、国内における製造・出荷を一時全面的に停止しております。その後、得られました新しい知見により、食品安全委員会の意見も聞きながら、必要なところを強化したり、緩和したり、適切な対応に努めているところでございます。なお、現在食品安全委員会でBSEの国内対策につきましては全体的な検証が進められております。

右下に感染経路の究明について若干書いてございますが、1例目から7例目までの発生事例につきまして、専門家からなる疫学検討チームを立ち上げて御検討いただいて、昨年の9月に報告書がまとめられております。その後出てきました8例目以降の事例につきましても、特に8例目、9例目につきましては飼料の規制をした後の発生ということで、クロスコンタミ等の可能性についてそれまで以上に詳細な調査を進めて分析をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございます。昨年の9月に「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」というものを衛生管理課長通知で作ってお示ししておりました。その後、12月に入りまして韓国での発生拡大がございましたので、各都道府県、関係団体に対応の徹底をお願いしていたところですが、1月12日に山口県において79年ぶりとなる発生が確認されたところでございます。

最初のケースは比較的小さい養鶏場での発生でございました。下の四角の中に書いてありますが、3万4,640羽の採卵鶏農場で発生いたしまして、2例目は大分県での発生。これは養鶏場ではなくて愛玩用に飼われていた鶏における発生ということで、国民の方にとって少し身近に感じられてきた事例でございます。3例目につきましては比較的大きい養鶏場で発生いたしまして、発生の届出が所有者の方からなかったというケースでございました。これにつきましては、3月5日になって近くのプロイラーの農場に続発がありまして、3月5日には付近で死んでいたカラスから同じタイプのウイルスが分離されたということがありまして、カラスは日本中で飛んでいるということで大変御心配が強まってしまうました。

3月9日になりまして、「国民の皆様へ」ということで、食品安全委員会、それから厚生労働省、環境省、農林水産省連名で、肉や卵の安全性について、あるいは飼っている鳥が死んでしまったときは一体どうしたらいいかということについて、一般の方々にわかりやすく書いたものを出させていただいたりしております。これらの国内の発生事例につきましては、4月13日の午前0時をもってすべて清浄性が確認されまして、移動制限等を解除できたわけでございます。

1例目につきましては、作っておいたマニュアルどおりの対応をさせていただきました。2例目以降は、経験を踏まえてマニュアルを改正したりしながら、専門家の御意見を聞きながら対応させていただきました。

その次の政府の取り組みですが、だんだん影響が大きくなりまして政府一体となって対応するために、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」というのを3月2日に立ち上げていただきました。「鳥インフルエンザ緊急総合対策」というものが3月16日にまとめられました。これは先程申し上げました4つの省庁の他に、警察庁とか防衛庁、内閣府などに参画していただいております。それから、感染経路についても渡り鳥の関与等いろいろなことが言われまして、3月29日に感染経路究明チームを立ち上げ、野鳥の専門家とか、発生県で実際に防疫に関与された方々等を委員をお願いしまして、かなり詳細な取りまとめをしていただきました。

それから、家畜伝染病予防法につきましても、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティーの強化とか、移動制限命令に御協力いただいた畜産農家に対する助成を制度化するといったことについて改正をいたしまして、既に6月2日に公布・施行されております。

6月30日に感染経路究明チームの報告書がまとまっております。これはかなり詳細な現地での調査とか、渡り鳥のルートについての検証その他をやっていただいております。ホームページに全文掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。ここで言われておりますことは、渡り鳥の関与も否定できない。国境のない、検疫では防ぎ切れない病気ではあるけれども、日常の衛生管理を徹底することによって防ぐことが可能であるという提言を取りまとめていただいております。

次のページをお願いいたします。動物検疫の概要でございますが、動物検疫は家畜伝染病予防法の他に、狂犬病対策として狂犬病予防法に基づく犬・猫などの検疫をしております。それから、エボラ出血熱、マールブルグ病の侵入を防止するという観点からサルについて、これは感染症法に基づく検疫ということで、3つの法律に基づいて対応をしております。

畜産物の検査、動物の検査、それぞれ絵でお示しておりますが、畜産物については書類の検査だけではなく、現物の検査をしたり、精密検査を行います。動物につきましても、実際に動物を臨床検査したり、必要があれば採血・採材をし、血液検査、血清学的検査、微生物学的検査を経て、総合的に問題がないものだけを解放するという対応をとっております。

家畜防疫官の数ですが、これは国に置かれております防疫を担当する者でございますが、平成15年と16年のところを見ていただきますと、16年の末には少し増えることになっております。人的な体制も強化しながら対応を徹底をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。海外のBSEの発生に伴う措置でございますが、BSE発生国からは生きた牛、牛肉、肉骨粉等の輸入を止めております。それから平成13年の10月以降はすべての国を対象にBSEの感染源とされております肉骨粉の輸入は停止しております。カナダやアメリカでの発生がありまして、わかり次第輸入を停止するという、それからアメリカがカナダからの牛肉の輸入を再開いたしましたので、アメリカを経由してカナダの肉が入ってくることがないようにといった措置もとらせていただいております。

アメリカで昨年の12月24日に発生しておりまして、次のページに少し詳しく書いてありますので、その状況についてはそちらで御説明をいたします。アメリカにつきましてもはエライザ陽性の牛が何頭かいたという報道もされましたが、いずれも確認検査の結果はマイナスでございます。ですから、今のところ確認された牛はカナダから来た牛ということで、地図の中ではアメリカは黄色になっております。

次のページをお願いいたします。アメリカのBSE問題についてでございますが、昨年の12月24日に発生があったことを受けて、食品衛生法の観点からは厚生労働省が、家畜伝染病予防法の観点から農林水産省が、それぞれ牛肉等の輸入を止めたところでございます。その後の状況につきましては、右側に年表のように書いてありますが、出来事を日を追ってお示しております。先般、専門家・実務担当者によるワーキンググループの第3回が終了いたしまして、両国の科学的知見を整理した報告書が取りまとめられたところでございます。今後は日米の局長級会合におきまして、我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、早期に輸入を再開できるように協議が行われることになっております。

次のページをお願いいたします。海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う措置でございます。右の表にありますように、発生がわかった時点で生きた鶏、鶏肉等の輸入を停止しております。このことから「肉はやっぱり危ないのね」と思われた方が多かったんですが、これは鶏に病気をうつさないための措置でございます。先程のBSEのときは食品衛生法においても輸入が止められたと申し上げましたが、こちらの場合は食品衛生法に基づく停止措置はとられておりません。家畜伝染病予防法に基づく措置だけがとられております。

それから、2月1日以降は家禽以外のオウムやインコなどのペットの鳥につきましても発生国からの輸入は止めております。これも、もちろん食の安全の観点からではなくて、鳥への病気の侵入を防ぐための措置でございます。

次のページを御覧ください。特定家畜伝染病防疫指針の作成についてまとめてございます。BSEの発生の際に、発生を想定した緊急マニュアルがなかったために不必要な混乱を招いたといったことが指摘されました。BSEのような影響の大きい病気につきましては、あらかじめ、それぞれの立場の人がどう行動すべきかといった指針を作って公表しておくべきだとされまして、昨年の家畜伝染病予防法の改正の中に盛り込まれております。口蹄疫とBSE、高病原性鳥インフルエンザの3疾病について疾病ごとに作るということで、本当は昨年度中に作る計画だったんですが、諸般の事情から遅れておりまして、現在、審議会の御了承を得て公表に向けて作業中でございます。誰が何をしたらよいかということとをみんな盛り込んで作っております。

その次のページを御覧ください。先程の防疫指針が疾病ごとの対策について示したものであるのに対しまして、飼養衛生管理基準というのは一般的な衛生管理について示しているものでございます。これは食品の安全性を確保する観点から重要な家畜と考えられる牛と豚と鶏について所有者が守っていただくべきことを定め、それによって総合的に病原微生物等によるリスクの影響を抑制することを目的としております。

下の四角の中に幾つか書いてありますが、畜舎の器具の清掃や消毒を定期的に行うとか、しっかりやっておられる生産者にとっては当たり前のことで、「なあんだ」という内容かもしれませんが、これを最低限守っていただくということで決めさせていただいております。右下にあります、まず指導・助言をさせていただき、うまくいっていないところには都道府県知事から勧告をしていただき、それでもうまくいかないところについては勧告を守るように命令をさせていただき、命令に従っていただけない場合には罰則がかかるという形で実効性を担保していくこととしております。これにつきましては、先程御紹介いたしました家畜保健衛生所の家畜防疫員の方、あるいは地域の獣医さんが中心となって普及・指導に努めていただくことにしております。

次のページでございますが、HACCPを取り入れた衛生管理ガイドラインにつきまして、平成14年の9月に衛生管理ガイドラインができ上がっております。現在これの普及に向けて取り組みを図っているところでございます。サルモネラ菌あるいはO-157の関係等を危害因子といたしまして、これを防ぐための実践、それから検証もして、安全な畜産物の生産に役立てていこうということで取り組みを進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。飼料の安全性の確保についてですが、飼料安全法という法律に基づきまして飼料等の成分の規格を決め、規格に合わないものは基本的には作っ

てはいけないという形で規制をさせていただいております。肥飼料検査所が立入検査を行ったり、検定なども行っております。それから都道府県の検査所におきましても収去検査の実施等を行って飼料の安全性を確保しております。

次のページをお願いいたします。BSEのまん延防止対策でございますが、先程ちょっと触れましたように、一時は全面的に規制をさせていただきまして、その後、科学的な知見をもって利用しても差し支えないとされたところ、あるいはリスク管理措置につきましても、食品安全委員会に御相談をしながら使えるところは使うということで措置を順次進めております。「 」の書いてあるところは利用できるということに対応をしております。

次のページをお願いいたします。その他の飼料の安全性確保対策でございますが、組換えDNA技術応用飼料について、あるいは有害物質について、抗菌性飼料添加物の問題について、それぞれ対応させていただいております。行政指導によって基準値を作ったり、飼料添加物につきましては現在見直しも行ってあります。抗菌性飼料添加物につきましては、人において問題となる薬剤耐性菌を選択する可能性のある人が使っているものと共通の成分につきましては、食品安全委員会において科学的な議論をお願いしているところでございます。その結果を踏まえて必要な見直しを行う方向で検討しております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。動物用医薬品の安全性対策についてでございます。昨年の一連の食の安全のための法律改正の中で薬事法の改正もいたしまして、基本的に製造・輸入、販売までの規制というのは人の医薬品と同じような規制になっております。かなり厳しい規制をしておりますが、さらに動物用医薬品につきましては、左側の3つ、許可を受けていない人が製造したり輸入をすること、あるいは未承認、承認されていない医薬品を使うことにつきましては、人の医薬品については規制がないんですが、動物についてはかなり厳しい規制をしております。生産者が未承認の医薬品を食用動物に使用した場合には、医薬品の密造や密輸と同じような罰則がかかるという厳しい規制をさせていただいております。それから使用につきましても、どの動物にどういう量をどれだけの期間使ったら、どれだけ休んでからでなければ出荷してはいけないといったような規制がされております。

その次のページは動物用医薬品の残留防止のための措置でございます。抗生物質のような残留が問題になる医薬品につきましては、専門家である獣医師の関与を義務付けております。獣医師が診察をして、必要と認めた場合に使うという関与を義務付けて、不必要な使用、あるいは不適切な使用による問題の発生を防いでおります。

次のページにつきましても医薬品の監視指導等の安全対策についてまとめております。字が小さくて恐縮ですが、右側の絵には今年の改正で特に強化したところが二重の四角で囲ってあります。先程御説明させていただいたところでございます。このような形で資料であります動物用医薬品、飼料につきましても安全対策を講じているところでございます。私の御説明は以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして資料4の安全・安心な畜産物の供給に向けた取組（その2）につきましても、畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 それでは、資料4につきましても私から御説明をさせていただきます。

ます。安全・安心な畜産物の供給に向けた取組（その2）ということで、この資料におきましては消費者に対する食の安心や信頼を確保するための情報提供のあり方といったものを中心にまとめさせていただいております。

1枚お開きいただきますと目次がございますが、もう1枚開けていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思っております。食品の表示制度の運営、監視の強化という点でございます。左側の絵を御覧いただきたいと思っておりますが、適正な表示制度の実現に向けまして3つの柱、1つ目が「わかりやすい表示に向けた取組み」ということで、従来の食品表示につきましてはJAS法と食品衛生法というものでそれぞれ規定しているわけですが、最初でございますように「食品表示に関する共同会議」というものをJAS調査会、食品衛生審議会、合同で開催するという形で両者の表示の整合性の確保に取り組んできているわけでございます。端的な例といたしまして、従来「品質保持期限」、「賞味期限」という用語の違いがあったわけですが、これを「賞味期限」に統一するといったようなことが話し合われております。

それから相談窓口の一元化ということで、消費技術センター等に問い合わせてもJAS法、食品衛生法、両方について回答ができるような体制をとっている。それから、厚生労働省、農水省で共同パンフレットを作成するといった取組みを進めているところでございます。

また、2つ目の柱として「表示の監視体制の強化」ということでございます。まず、国による監視体制の強化を図るため、15年7月に農水省の組織改編で地方農政事務所というものを設けまして、この職員2,000人による監視体制をしいているところでございます。また、食品表示の分析・検証ということで、DNA分析などを活用して表示と中身の一致というものの検証を行ってきております。さらには食品表示ウォッチャーという方を一般の方から募りまして、全国に3,800人お見えになるわけですが、この方々に買い物等でおかしな表示がないかどうかチェックしていただいているということでございます。

それから、「JAS規格の見直し」というのが3つ目の柱でございますが、新しいニーズに対応したJAS規格ということで、後程申し上げますトレーサビリティJASとか、畜産の世界でも有機畜産物JAS規格といったものを近々制定する方向で検討が進められている。例えば2年以上農薬や化学肥料を使わない餌を給餌しているとか、週2回以上外に出るとか、こういったような規格を満たした場合には「有機畜産物」という認証をしてはどうかというような検討もしているところでございます。

それから、品質表示基準の見直しにも取り組んでおりまして、従来、例えば外国から生態で輸入した家畜を3カ月日本で飼いますと「国内産」と表示ができたわけですが、こういうものについて見直しまして、最も長く飼育した地域を表示するというような検討もさせていただいている。それから、3つ目として新しい特別栽培農産物の表示制度の普及ということで、従来「無農薬」とか「無化学肥料」という表示があったわけですが、これは誤認を呼ぶ可能性があるということで、こういうものを表示禁止事項にいたしまして、特別栽培農産物、例えば農薬であれば「栽培期間中不使用」といった形で具体的に書いていただくというようなことに取り組んできている状況でございます。

また、右側の絵でございますが、これが通称「トレーサビリティJAS」と呼んでいるものでございまして、通常の包装ですと上にあります名称、原産地、内容量等々の表示が

あるわけですが、上の欄の一番下に、さらに詳細を知りたい場合はホームページ、インターネットにアクセスしていただく。そうすると下の画面が出てまいりまして、生年月日とか雄雌、あるいは下から2番目に参りまして給餌した飼料、あるいは使用した動物用医薬品の名称といったものが見られる、さらに第三者機関で認証がされるといったような制度を、牛肉については昨年12月、豚肉については今月から導入することで検討が進められているところでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。トレーサビリティ・システムの導入・普及でございます。左側の絵でございますが、トレーサビリティとはということで、食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の仕入れ先や食品の製造元、販売先を記録・保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できる仕組みということで、生産者から流通・加工、小売り、消費者までの過程で産地や流通に関する情報を記録・保管、何かあった場合にはさかのぼる、あるいは追跡することができるというシステムでございます。これにより、顔の見える関係、あるいは消費者の信頼・安心の確保に努めていくというものでございます。

牛肉以外につきましては任意の取り組みということでございますが、牛肉につきましては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により義務付けとなっております。右側でございますように、個々の牛ごとに個体識別番号をつけ、と畜場を経て牛肉になって以降も個体識別番号を小売店の店頭まで継続して伝達していくことにより、消費者が最終的にインターネットによって、いつ、どこで、どういう形で生産された肉であるか閲覧できるという体制が義務付けられているところでございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思っております。食育の積極的な推進ということで、3ページ、4ページに記載させていただいております。左側の部分を御覧いただきますと、食育とはということで、「一人一人が自らの食について考え、判断できるようにすること」ということで、食の安全・安心に関する普及・啓発の促進というテーマのもとに、衛生的な取り扱い、食品の選び方、あるいは、もう1つの柱として食生活改善に関する普及・啓発の促進ということで、生活習慣病の予防、地域の食材・食文化の伝承・活用といったような観点で厚生労働省や文部科学省とも連携して取り組みをしているところでございます。

右側にありますように、全国段階、地域段階でそれぞれキャンペーン、イベントを行っております。例えば、毎年1月を「食を考える月間」ということで、シンポジウムを集中的に開催したり、地域段階では食育推進ボランティアというものを全国に3万人養成するとか、地域農産物を学校給食に提供することによる食文化や食の選び方の普及というものに取り組んできているという内容でございます。

4ページ目を御覧いただきたいと思っております。畜産における消費者と生産者の交流ということで、畜産における食育の代表例ということで位置付けさせていただいております。左側の絵を御覧いただきますと、生産現場における情報交流ということで、代表例としてはふれあい牧場が1つでございます。全国164牧場、公共牧場中心でございますが、こういったところでバターづくり、搾乳等々の体験ができる。それから酪農教育ファーム。全国174牧場、これは個人経営が中心でございますが、給餌とか授乳、あるいはブラッシング、牛追い等々が体験できるものが受け入れ先として用意されているわけでございます。

しからは一般の人がこういうところに行きたい場合にどうするかということでございますが、右側にインターネットによる情報交流というのが出ております。中央畜産会というところがL I Nという形で畜産情報ネットワークというものを平成7年以降やっているわけですが、この中で体験牧場という欄がありまして、ここをクリックしていただければ、身近にどういうところでどういう体験ができるかという諸条件が見られる。あるいは、これ以外にも鳥インフルエンザ、B S Eといったその時々に関心の高い情報を掲載したり、情報提供を行っております。ちなみに、年間、延べでございますが、2,400万件のアクセスが行われているところでございます。

5ページをお開きいただきたいと思えます。(4)消費者と産地の顔の見える関係づくりの推進ということで、行政とか団体ではなくて畜産農家自らが情報発信をされている取り組み事例を紹介させていただいております。上の青い箱でございますが、これは千葉県牧場と神奈川県乳業メーカーがタイアップして、牧場で有機栽培された飼料を投与、抗生物質、ホルモンは一切使わないという形で作った牛乳を、スーパーでの販売に加え、宅配をする。それからウェブサイトにより牧場の経営概況等々についても御紹介するし、牧場主自らもウェブサイトを開設して、掲示板を開いて消費者に対して意見を求め、意見を交換するという取り組みがなされているという事例でございます。

下の赤い箱でございますが、熊本県の組合であか牛の繁殖肥育一貫経営をやっている事例でございます。地元農家17戸が、あか牛を267頭飼育。ここでできた食肉につままして、加工場を共同運営し、地元の旅館、レストランへも提供する。さらには流通業者との連携により直販も行い、消費者との交流会で情報交換も行っているという情報提供の事例を紹介させていただいております。

6ページをお開きいただきたいと思えます。安心のための消費者への情報提供ということで、6ページ以下、リスクコミュニケーションについての資料を掲載させていただいております。上のカラーの箱にありますように、平成8年5月のO-157の発生以降、口蹄疫、乳業メーカーにおける食中毒の発生、B S E、鳥インフルエンザということで、畜産物についての事故の発生が起こったわけですが、左下のグラフにございますように、こういう事故が起こる都度、畜産物に関する消費を手控える、特に13年9月のB S Eのときが端的でございますが、そういう行動がとられてきたわけでございます。また、右下のグラフにございますように、13年、15年の2年を比べましても、消費者の食に対する各項目についての不安が増加傾向にあるわけでございます。

こういった状況に対応して、きちんとしたリスクコミュニケーションとしての情報発信が重要であるという認識に立ちまして、7ページ、家畜衛生に関する情報の発信ということでございます。上の本文にありますように、家畜伝染病が新たに発生した場合、国民・消費者に対し、病気の特徴や食品としての安全性との関係等について正確な情報を迅速にわかりやすい形で提供していくことが重要ということで、政府広報、インターネット等の多様な媒体を使ってあらゆる情報を的確に提供していかないといけないという認識に立っているものでございます。

下の絵でございます。家畜衛生に関するプレスリリース。この1年間のプレスリリースを代表例にとりまして数字を並べております。鳥インフルエンザ、B S E、アメリカ・カナダB S E、豚コレラ等々につままして、合計214回のプレスリリースを行い、その都度、

リリース内容はホームページに掲載し、214 回のうち 43 回は記者会見を行うといった形で、例えば鳥インフルエンザの場合ですと、鳥インフルエンザが食品を介して人に感染した事例はないということを再三にわたり説明するという形でコミュニケーションをさせていただいているということでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。生産段階で利用されるバイオテクノロジー等新技術の開発・普及のための消費者理解の増進ということで、特に生産段階で利用される新技術の開発・普及を円滑に行っていくためには、情報提供に努めることによって消費者の皆様方に理解を求めていくことが重要ということで、各種媒体の積極的活用、あるいは新技術に関する情報を正確にわかりやすく提供といったことに努めている状況でございます。

下の絵でございますが、新技術といたしまして自動搾乳装置、自動哺育装置、あるいはバイテクとしてはクローン技術、雌雄産み分け技術、DNA 診断技術といった形で、それぞれ効率的な家畜改良、生産コストの低減にとっては重要な技術なわけでございますが、消費者の方から見ますと、真ん中のグラフにありますように、こういうことがいいのかどうか、賛成という方もいらっしゃいますが、わからないという方が相当いらっしゃる。また、クローン技術等に対する漠然たる不安もお持ちになっているという状況を踏まえまして、右側の箱でございますが、例えばクローン技術ですとパンフレット、ビデオ、受精卵クローン牛の試食会、あるいは安全性に関するシンポジウム、消費者との意見交換といったようなことを通じ、こういった技術に対する理解の増進に努めた上、きちんと消費者の理解を得てこういう技術を活用していくことが必要であろうという認識で進めているという状況でございます。

資料 4 につきましては以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして資料 5、食料・農業・農村政策審議会企画部会における検討状況につきまして、引き続き畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 引き続き資料 5 につきまして御説明をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会企画部会、説明の中では便宜上「本審企画部会」と呼ばせていただきますが、本審企画部会における検討状況につきましては、第 2 回、第 3 回の畜産企画部会の席でも状況を御説明させていただいたところでございます。その後、6 月に 2 回の有識者ヒアリングが行われ、去る 7 月 21 日から主要 3 課題についての中間論点整理に向けての議論が行われております。今後のスケジュールといたしましては、明日、7 月 30 日、それから来週、8 月 6 日、8 月 10 日と本審議会の企画部会での議論が行われ、8 月 10 日の食料・農業・農村政策審議会に中間論点整理の報告が行われる予定で議論が進められている状況でございます。本日は 7 月 21 日、前回の本審議会の資料をお配りしてございます。

表紙をお開きいただきますと、資料の構成として左側が構成案、いわゆる目次でございます。それに対して右側に盛り込むべき事項という形で整理がされております。

まず「はじめに」でございますが、右側を御覧いただきますと、検討の経緯と中間論点整理の性格について記述してはどうかということで、例えば 2 つ目の「・」ですが、食料・農業・農村をめぐる情勢分析や大臣から示された重点課題を中心に議論。それから、その

下の「・」ですが、可能なものから17年度の政府予算や制度改正に反映されることも期待し、中間的に論点を整理すると、こういう位置付けでございます。

それから、目次の第1、「政策展開の基本的な考え方」ということで、食料・農業・農村が果たすべき役割について、右側でございますようなことを記載してはどうかという形で原案が提示されております。

2ページ目をお開きいただきまして、左側、農政改革の必要性ということで、(1)として農業の構造改革の立ちおくれという認識のもとに、右側の2つ目の「・」でございますが、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、我が国農業の生産性の向上と競争力の強化を図ることが急務ということに記載してはどうか。

それから(2)食に対するニーズの多様化と高度化ということで、右側の2つ目の「・」の後半でございますが、このため、消費者ニーズに応じた農産物・食品の供給や、農業と食品産業の連携強化が急務ということが提案されております。

それから(3)として農業の多面的機能に対する期待の高まりということで、右側に記載してあるようなことを盛り込んでどうかと書かれております。

3ページ目を御覧いただきたいと思っております。グローバル化の進展ということで、右側でございますが、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れの中で、国境措置に過度に依存しない体制の構築が必要ではないかということが記載されております。

また、(5)として農業・農村における新たな動きということで、右側のような記載がございます。

3として改革に当たって留意すべき基本的な視点ということで、(1)目的に応じた施策の選択と集中的実施ということで、右側の「・」でございますが、施策目的の明確化、目的に見合った施策の選択、必要な対象への集中的実施、施策間の整合性の確保を通じ、国民にわかりやすい政策体系とすべき。

それから、(2)として消費者の視点を踏まえた施策の展開ということで、消費者に選好される農産物の生産を促すため、消費者ニーズの正確・迅速な伝達を通じ、生産者の経営意識を向上させていくことが必要。2つ目の「・」では、消費者が正確な情報を得た上で商品選択を行えるようにすべきといったことが書かれております。

4ページ目を御覧いただきたいんですが、創意工夫の発揮ということで、官と民、国と地方の役割分担を明確にし、創意工夫と主体性が一層発揮されるようにすべき。

それから、4番、国民の理解と納得でございますが、透明性の確保ということで、最初の「・」にありますように、政策の決定と実行のプロセスにおける透明性を高めながら、国民の理解と納得を得ていくことが重要ではないか。

それから、国民負担の在り方ということで、施策の重点化により、国民負担を可能な限り合理的なものにしていくことが必要。国民負担の必要性について、国民の理解と納得が必要。

その次から第2、「政策改革の方向」ということで、右側の四角にありますように、大臣から示された重点課題について、四つの柱で論点を整理という格好で書かれております。

5ページ目をお開きいただきたいと思っております。担い手政策の在り方ということで、(1)基本的な考え方。右側でございますが、農業経営の改善を促す諸施策につき、これまでのように幅広い農業者をカバーするのではなく、対象を担い手に明確に絞った上で、集中的・

重点的に実施していくことを基本として、改革を行うべきということが書かれております。

それから(2) 担い手の明確化と育成・確保ということで、最初の「・」でございますが、担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とするが、認定のばらつきの解消等を徹底する必要があるということが書かれております。

また、(3) 人材の育成・確保でございますが、農業経営に携わる人材を、就業形態や性別等を問わず、幅広く育成・確保していくことが重要。さらには、女性の経営参画、社会参画を促進していくことが重要である。

(4) として担い手への支援方策ということで、関係団体あるいは機関の連携の促進や一元化が必要ということが言われております。

6 ページをお開きいただきたいと思います。3 番といたしまして経営安定対策の確立ということで、まず基本的な考え方でございます。右側の欄の最初の「・」でございますが、構造改革を促進する等の観点からも、対象を担い手に絞り、経営の安定を図るための対策を確立することが急務。2 目でございますが、複数作物で構成される水田作経営と畑作経営については、品目別ではなく経営全体に着目した施策を講じることが適切ではないかということで、左側に戻っていただきまして、(2) 品目横断政策の考え方、(3) として品目横断的政策への転換に当たっての配慮事項とございまして、(4) 品目別政策（野菜、果樹、畜産等）の見直しというものがございます。右側を御覧いただきますと、野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、担い手への施策の集中化・重点化等を図る観点から、品目別政策を見直す必要という形で提起されております。

7 ページ目を御覧いただきたいと思います。4 として農地制度の在り方ということで、(1) 基本的考え方、(2) 優良農地を確保する措置の強化、(3) 農地を農地として効率的に利用する仕組みの構築ということで、優良農地の確保のあり方、あるいは担い手への農地の利用集積の促進と面的利用の確保、耕作放棄地の防止等々について盛り込んではどうかということが書かれております。

8 ページ目を御覧いただきたいと思います。もう1つの課題として農業環境・資源保全政策の確立ということで、資源保全施策の在り方。これが、 、 、 ということで、具体的な施策手法の右側にア) イ) ウ) エ) とございまして、法制度による農地の適正な保全・利用の促進、先進事例の紹介を通じた自発的な取り組みの促進、施設整備と一体的に行う管理体制の整備、多様な取り組みによる保全活動への支援といったことを具体的手法として進めてはどうかという点。

それから、(2) 農業生産環境施策の在り方ということで、基本的な考え方、具体的な施策手法ということで、右側を御覧いただきますと、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠とし、ア) 農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策において要件化。イ) 特定地域において、環境負荷の大幅な低減を図るモデル的な取り組みに対する支援を導入するといったようなことが提起されております。

最後、9 ページ目でございます。第3「その他」といたしまして今後の主要検討課題と検討の進め方ということで、右側ですが、秋以降、これまで議論を行わなかった食料自給率目標を初め、食の安全・安心の確保、農産物・食品の輸出促進策などの諸施策の在り方についても検討していく。

それから、改革の工程管理と計画的な推進ということで、今後の手順と時期を明示したプログラムを作成した上で具体化を図っていくということが提起されております。

資料は以上でございますが、冒頭申し上げましたように、本審議会の企画部会におきましては農政全般を通じる基本的な政策のあり方についてこういった形で議論が進められており、今後、畜産企画部会におきましても本審議会の企画部会での議論を踏まえた御検討もお願いすることになるかと思っておりますので、よろしく御願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして資料6の第4回畜産企画部会委員要求資料について御説明をお願いいたします。まず最初に生産技術室長から、その後で草地整備推進室長から御説明をお願いいたします。

廣川生産技術室長 それでは、資料6の1ページについて御説明します。受精卵移植技術の現状です。

棒グラフを見ていただくとわかりますが、14年度で5万5,000頭に対して生産できたのが1万6,700頭。実数的にはこれぐらいの数字になっております。質的な話をすると、受胎率ということになるんですが、これについては新鮮卵で50~52、凍結卵で45~46という形で推移しておりますが、全体としてはわずかながらも伸びているかなと、こんな感じですか。

そういうことで、そろそろ通常の繁殖技術、実用技術になっていると認識はしております。ただし、大きな目標としている人工授精との比較でいうと、人工授精は6割弱なんで、もう少しすき間があるかなということで、現在、このすき間を埋めようということで、県とか家畜改良センターが中心になって、もう一段のブレークスルーということで技術開発を進めておりますし、基本的には雌牛をよく見るということなんで、そちら側からも繁殖率を上げるという観点の努力をしたいな、と考えております。以上です。

原田草地整備推進室長 続きまして、矢坂委員から前回御要請がありました放牧の実態について御説明します。2ページ以降でございます。

まず放牧の定義として、牧草地等に牛を放して、牛自ら採食させる技術だという整理をしております。

下に形態がございますが、土地条件、自然条件等でいろいろ形態がございます。季節で分けますと季節放牧、周年放牧。雪の降るところでは周年放牧はできませんが、こういったもの。放牧時間によりまして、一日中放牧する昼夜放牧、あるいは昼間だけ、夜間だけという形態がございます。放牧地に着目しますと、牧草地、水田、未利用地。水田の場合も牧草が生えていたりいなかったり、土地で差がある。放牧方法として、最近特に集約放牧、小区画の牧区を短期間で輪換することで栄養価の高い時点の牧草を食べさせるということが最近行われております。

畜種別の特徴として、下にありますが、乳用牛の場合は、後で説明しますが、牧草地の放牧が一般的です。乳用牛の場合、搾乳牛が要求するエネルギーをすべて放牧で賄うのはなかなか難しいので、集約放牧を取り入れることで乳量の減少を抑える、というような工夫をされております。肉用牛の場合は、特に繁殖牛につきましては搾乳牛と比べてエネルギーの要求率が低いこともございまして、野草地、林地、耕作放棄地、いろいろなところ

での放牧が可能でございます。

次のページが酪農での放牧でございますが、一番上に形態がありますが、酪農の場合は基本的に経営内放牧地がほとんどでございます。

前後しましたが、一番下に資料として調査方法が書いてございますが、今年になりました都道府県に調査票を配り聞き取り調査をしたもので、14年時点での放牧実態について調査したものでございます。牛の頭数、農家戸数は畜産統計を使っております。この場合、乳牛は育成牛、搾乳牛、乾乳牛、すべて入っております。次のページにあります肉牛については、成牛を用いております。

もとに戻りますが、放牧戸数として、北海道、都府県で分けると、北海道では49%、約5割の農家が放牧をしているということでございます。このうち集約放牧をしているのが590戸で、13%。取組割合(c/a)とありますのは間違いで、(c/b)でございます。13%というのは放牧をしている農家のうちの集約放牧の割合でございます。都府県はそういう意味ではかなり低いと言えます。

一番下にありますように、放牧面積でもほとんどが牧草地でございますが、酪農の場合、都府県で一部野草地が用いられますが、ほとんど牧草地での経営内放牧。なお、この統計には公共牧場の放牧は含まれておりません。基本的には公共牧場を除いた放牧でございます。

4ページ目が肉用牛繁殖の分でございます。調査は同じでございます。特徴的なのは一番上の形態でございますが、酪農に比べて共有地の割合が半分以上ありまして、農家個々ではなくて、皆さんが持ち寄って牛を放すという形態が5割ほどあります。

ただ、放牧戸数につきましては全体の子取りめす牛農家から見ますと5%ということで、戸数としてはまだ小さい。繁殖農家は舎飼い中心の農家が多いということでございます。

下に放牧面積を、地域的に特徴がございますので、分けてございますが、全体的に見ますと4割が野草地、林地、耕作放棄地、いわゆる牧草地以外での放牧が盛んです。地域的に見ますと、東北とか中四国では緑の斜線、林地の放牧が比較的多い。九州、沖縄ではオレンジの斜線、野草地の放牧が比較的多い。地域によって多少違いがございます。関東、北陸、東海、近畿などでは放牧は非常に少ない。土地が少ないこともございまして、こういう特徴がございます。

特に、最近では耕作放棄地を使った放牧が盛んでございまして、右側に山口県の事例がありますが、山口県の場合は県が音頭をとり、市町村やJAなどと一緒になって放牧を進めております。大変最近効果が上がっておりまして、数字でいいますと、平成11年の12haが15年では104ha。絶対数ではまだ少ないですが、短期間で大変取り組みが増えております。

その特徴は、真ん中に困ってございますが、まず集落説明会を丁寧に実施する。放牧に対する周辺住民の不安、あるいは実際に牛を飼う人の不安、両方ございますが、行政が主体になってよく説明をする。技術的にも電牧を使った技術等を丁寧に説明していく。それと、県がレンタル牛、貸し出し牛を設けまして、最初に貸し出し牛で試してみて、効果のあったところを農家の牛を持っていくということで、組織的に、上手に取り組んでいる例でございます。最近ではむしろ牛が足りないということで、牛を確保するのに困っているところでございます。

次のページは、前々回御報告しました公共牧場の状況でございます、公共牧場でも牛の放牧をしておりますが、これは育成牛中心の牧場になっております。先程のデータには含まれていない部分でございます。以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

最後に資料7のWTOの動きについて、これは生産政策室長から御説明をお願いいたします。

山本生産政策室長 生産政策室長の山本でございます。WTOの動きにつきまして御説明したいと思います。

冒頭、畜産部長からも若干お話がありました、今、WTOの一般理事会で枠組み合意案についての議論がなされているところでございます。御案内のとおり、今のラウンドにつきましては2001年11月から始まりまして、2003年9月のカンクンの閣僚会議で数字の入っていないデルベス議長案といわれるものの合意に至りませんでした、その後、2004年2月から交渉が再開され、今年の7月末までに交渉の枠組みの合意を目指そうということで交渉がなされてきたところでございます。

本日お配りしています「大島一般理事会議長の枠組み合意案の概要」という資料でございますが、これはこの7月16日に一般理事会の大島議長から示された枠組み合意案でございます。これをもとに各国で議論いたしまして、この27日から一般理事会が開催されているわけでございます。一応30日までという会期になっておりますが、今まさに議論がされているところでございます。我が国からも農林水産大臣、経済産業大臣がジュネーブに参りまして精力的な交渉を行っているわけでございます。

まず議長案の概要を簡単に御説明したいと思います。枠組み合意案の内容につきまして、幾つかの分野に言及しているわけでございますが、そのうち農業につきましては、3ページ目、農業でモダリティを確立するための枠組みという中で記述されているわけでございます。

国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野につきまして記述されているわけでございます。まず国内支持につきましては、総合AMS、デミニミス、青の政策について、全体的な削減を階層方式でやっていく。また、総合AMSにつきましても階層方式で削減をしていくという方向が示されているわけでございます。また、品目別のAMSにつきましても、今後合意される基準期間における平均水準に設定するというので、上限を設定するような考え方が示されております。

また、後でも御説明しますが、青の政策につきましては、従来の生産調整のもとでの直接支払いに加え、現行の生産にリンクしない直接支払いについて新しく追加されているわけでございます。また、緑の政策につきましては、貿易歪曲性がないか、最小限ということで削減対象にされていないわけでございますが、これにつきましても貿易への影響がないかどうかを再検証しようということが示されております。

次に輸出競争でございますが、これにつきましては一定の期日までにすべての輸出補助金を並行的に撤廃するということが示されているところでございます。

次に市場アクセスでございます。まず関税削減の方式につきましては、これまで各国間でいろいろ議論があったところでございますが、ここでは階層方式によることが示されているところでございます。階層方式といった場合に、具体的に階層の数とか、階層の中の

具体的な削減方式、これにつきましては今後交渉で決めていこうということになっております。また、いわゆるセンシティブ品目、重要品目につきましては、センシティブ品目に対する柔軟性を認めつつということで、一般の削減方式とは異なる特別な削減方式を認めている。ただ、具体的な中身につきまして今後検討していくような形になっております。

センシティブ品目の選択して、その数につきましては、要は関税割当をやっている数の近似値というような考え方が示されております。また、センシティブ品目の扱いにつきましては、5ページでございますが、「市場アクセスの実質的な改善」を図るということで、各関税品目に適用される関税割当約束と関税削減の組み合わせを通じて達成されるといった記述がされております。一方でそのバランスは、各品目のセンシティブリティをも反映して達成し得るということで、具体的にこれによって関税割当の拡大の義務付けがされているかどうかにつきましては必ずしも明確になっておりません。

また、従来からアメリカが主張している上限関税につきましては、4ページにあります。センシティブ品目の異なる扱いを認める階層方式のもとでの上限関税の役割についてはさらなる評価が必要、ということで上限関税の役割について今後交渉で議論していこうといったことが記述されているわけでございます。

以上がいわゆる3分野の状況でございますが、今回の交渉の中で1つのポイントとなっておりますのが5ページの6の途上国のための特別かつ異なる待遇というところでございます。その中で途上国のセンシティブ品目についても記述されているわけでございますが、選択及び取り扱いは、交渉において確立ということで、配慮するということは示されているわけでございますが、具体的な中身については今後の交渉に委ねるといった記述になっているわけでございます。

これが7月16日に示された議長案で、これについて現在各国の間で議論がなされている状況でございます。

今回用意いたしましたA4の横紙は今の交渉の状況をわかりやすく図にしたものでございます。主な論点は、1つ目として先進国の重要品目の取り扱い、2つ目として途上国の特別品目の取り扱い、3つ目として国内支持における青の政策の要件となっております。

1と2は関連を持っているものでございますが、若干付け加えて申し上げますと、先進国のセンシティブ品目は、先程議長案で御説明しましたように数とか取り扱い、まだまだ具体性に欠ける面はあるとはいえ、ある程度具体的な記述がされている状況でございます。一方、途上国のセンシティブ品目、特別品目につきましては、今後の交渉に委ねるといった形で、非常に簡単にしか記述されていない。その辺が途上国グループといたしましては、例えば先進国のセンシティブ品目の数が多過ぎたり、認め過ぎている。一方、途上国のセンシティブ品目は簡単な記述になっていて、先進国のセンシティブ品目と途上国のセンシティブ品目の記述のアンバランスになっているのではないかといったような議論が出ているわけでございます。

また、3つ目の国内支持における青の政策の要件でございますが、これは特にアメリカが2002年から実施しております価格変動対応型支払い、という新しい農業法のもとで実施しております国内向けの補助金を青の政策として位置付けようということで、主張しているところでございます。これに対しまして、例えばG10では、貿易に対する影響が黄色の政策に比べて本当に少ないのかどうか、その辺が明確でないので、改革の促進に逆行し

ているのではないかといった意見も言うておりますし、途上国グループはアメリカを牽制するということで、議論の先送りを画策しているといった状況になっております。

明日が一般理事会の最終日でございます。7月16日に議長案が示されて、各国の議論を踏まえて議長案を改定されたものが示されることになっているんですが、現時点ではまだ示されていない状況でございます。我が国としまして、我が国の従来からの考え方ができるだけ反映されるべく、農林水産大臣もジュネーブに行きまして各国の首脳や関係者との交渉に努めている状況でございます。

以上、簡単でございますが、現在のWTOの動きについての説明は以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一息入れたいと思います。かなり説明が長かったので、恐縮ですが5分ということで、25分を少し回ったところで再開したいと思います。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 それでは再開したいと思います。休憩前に事務局から御説明があったわけですがけれども、これを踏まえまして御意見、御質問等ある方は、どなたからでも結構でございますので、挙手の上、御自由に御発言いただきたいと思います。

石川委員 すごく瑣末な質問で申し訳ございませんが、資料3の7ページ目、死亡牛についてですが、年間10万頭いるということで全頭検査をしているということですが、これの処理はどういうふうになっているんでしょうか。

生源寺部会長 その他に関連の御質問ございませんでしょうか。

増田委員 関連でなくてもいいですか。

生源寺部会長 はい。

増田委員 別な質問になってしまって申し訳ありませんけれども、先週でしたか、鹿児島豚コレラ騒ぎがありまして、未承認ワクチンのなせるわざであったということで、この事件だか事故だかは一応終息したわけですが、そのときに問題になった未承認ワクチンというのは実態はどうなっているのか。今日御説明いただいた19ページの薬事法を見ましても、明らかに薬事法のどこの項目にも触れてしまうような行為がどの段階かであった。獣医師が接種したのか、生産者自身が何らかの方法で入手してやったのか、その辺の御説明がいただけるならということと、もう1つですが、狂犬病について、これは動物と人間共通の感染症であるので、輸入を自粛するようというニュースを見たんですが、いわゆるペットというのは所管は農水省ではないと聞いたんですが、その実態はどうなっているのか。人間との共通感染症とか、動物同士の接触がこれくらい多くなると、今世界的にちょっと恐れられ始めている狂犬病について、行政のどこの部分でどういうふうに対策がなされていくのか。私の個人的な考えとしては、家畜同様、農水省の中にそういう対策というか、実態を掌握するあれがあってしかるべきではないかと理解しておりますが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございますでしょうか。

もしなければ、今お二人から2つないし3つあったわけですが、よろしく願います。

栗本衛生管理課長 まず石川委員から御質問の点でございますが、死亡牛につきましては、24カ月齢以上である場合は都道府県に届出をしていただきまして、家畜保健衛生所でBSEの検査を必ずすることになっておりまして、その後はすべて焼却処分をするという扱いをさせていただいております。

それから増田委員からの御質問の1点目でございますが、鹿児島での豚コレラ、疑い例でございますが、これは今年の3月に1件ございまして、そのときにはワクチンを使ったと御報告いただいたということで、分離できましたウイルスの性状を見ましても、あるいは周辺への病気の広がりぐあいを見ましても、野外のウイルスによる感染ではなくて未承認ワクチン、これは生ワクチンでございますので、弱いけれども生きたウイルスが入っているというワクチンを使ったことによって若干の広がりが見られたというケースであったと判断をされたものです。

今月に入ってまたありましたのは、そのとき分離されたウイルスと非常に近いウイルスがとれたということで、今回、ワクチンを使ったという情報はまだございませんけれども、未承認ワクチン由来のウイルスに由来した事例であるという判断がされているものでございます。

増田委員御指摘のとおり、承認されていないワクチンを食用動物に打ったとすれば薬事法に抵触することになります。このことにつきまして、現在、現地に国からも薬事監視員を派遣いたしまして周辺の状況を調査しているところでございます。事実関係がわかりましたら適切に対応したいと思っております。承認のないものを、たとえ業としての扱いではなく、販売目的でもなく、自分が輸入して使おうというだけでも薬事法に抵触いたしまして、それを誰かから分けてもらって打ったということになれば使った人も違反になるということは委員が御指摘のとおりでございます。

それからもう1点の狂犬病の関係で、ペットの所管についてでございますが、現在、犬猫等に関連する省庁というのは、私ども農林水産省は動物検疫の立場、あるいは、適切な獣医療の提供は産業動物も小動物も同じように所管をしております。獣医師の国家試験という意味でも小動物に対する獣医を担当しているのは農林水産省でございます。動物の福祉関係につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」という法律がございます。これは環境省の所管になっております。それから、盲導犬、介助犬のような犬の扱いは厚生労働省が担当しているという形で、3省が分担しているという形になっております。

狂犬病につきましては、狂犬病予防法は厚生労働省所管の法律でございますが、検疫の部分、水際の対策につきましては、犬猫、アライグマとかスカンクなんかこの病気を持ってくるおそれがある動物ですので、動物検疫につきましては農林水産省が所管をすることになっておりまして、先程御紹介がありました狂犬病対策の見直しというのは、今年の5月から厚生労働省と共催の形で検討会を開いておりまして、3月23日から、狂犬病を外から持ち込むおそれがある4カ月齢未満の幼齢犬、子犬については、狂犬病の発生国からの輸入を自粛していただくという協力をしていただきまして、7月20日に3回目の検討会を開いて、その結果、4カ月では不十分だということで、10カ月齢未満のものまで自粛の要請をしております。間もなく省令に基づく正式な手続とするために作業をしてお

りまして、こういうことは厚生労働省と連携をしてやっているということで、バラバラになっているようではございますけれども、必要なところは連携をしてやっているという状況でございます。

人の対策との関係もございますので、どこで分けるか、なかなか難しいところがありまして、人畜共通感染症については厚生労働省とできるだけ連携をとってやっていくという方針でやっております。

今年の10月1日からですけれども、私ども衛生管理課の中に小動物獣医療班というのが新しくできることになっております。これまでは獣医事班という1つの班で国家試験、大動物も小動物も全部まとめて担当しておりましたが、新しく小動物獣医療班というのができますので、ここでは人獣共通の感染症の問題、あるいは小動物の獣医療、かなり人に近い高度な医療を求められております。そういったことについてのいろいろな対応をこの班を中心にしてやっていこうと考えております。以上でございます。

生源寺部会長 岸委員、どうぞ。

岸委員 前回も質問したんですけど、動物福祉の問題ですね。今、家畜の福祉については環境省だというお話ですね。例えば家畜を飼う密度の問題、それは畜舎の構造にまで関係してくるわけですね。そういう問題も環境省が、例えば立ち入りをするとかいうことになっているんですか。その辺を教えていただけますか。

塩田畜産振興課長 畜産振興課長ですが、動物福祉の関係という意味では、一般的に言えば、先程御紹介した法律に基づいて環境省所管なんです。飼養管理について、愛護という概念で全体を包括しているんですが、産業動物については包括的には入っているんですが、動物福祉等のイメージによる管理とか保護ということでは、産業動物というのは外れております。産業動物について、その観点に関してどうしていくかということについて、現在、環境省を中心に審議会等の中で検討してきているという段階でございます。

岸委員 わかりました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

栗本衛生管理課長 先程飼養衛生管理基準について御説明をさせていただきましたが、その中に飼養密度のことがございまして、本文を読もうと思ったんですが手元に見つからなくて、飼育密度のことは、余り過密に飼いますと病気が起こりやすいからという観点で、衛生的な観点から入れさせていただいておりますが、先程御紹介しました法律に基づくガイドラインのようなものが別途ありますので、現場で家畜防疫員の方が指導されるときに使うQ & Aとか、よりきめ細かい情報を出すようなものをつくろうと思っています。その中には福祉の観点からも指導してもらいたいというようなことを書ければと考えております。

生源寺部会長 その他いかがでございましょうか。

番場委員どうぞ。

番場委員 ちょっと意見として言わせていただきたいと思いますが、飼料安全ということから抗菌性飼料添加物を今後とも使わないでやろうという動きというのは当然のあれだと思っておりますが、生産者サイドから見た場合に、一番早く取り組んだのは、ヨーロッパの方はスウェーデンが全面的な使用禁止ということで取り組んでいると思いますが、1986年に禁止いたしまして、その2年ぐらい後に、豚を例にとりますと、離乳後の下痢とか豚赤

痢が出てしましまして、子豚の死亡が増えたということ、それから 30kg 到達時点までに平均で 7 日間ぐらい発育が遅れてしまうということで、それが最後の出荷まで響きまして、800 万頭の豚が 7 万トンぐらいの飼料を余分に食べるということで、今現場サイドが一番問題になっているのがふんの処理の問題なんです、これも非常に多く出てきてしまったという問題があります。

その他に、疾病が出たということで、抗生物質とかそういうものを治療用に使ったということで、フランスでは 150 % ぐらい、ドイツでは 80% ぐらい、オランダでは何と 370 % ぐらい抗生物質の使用量が増えてしまったということで、薬剤耐性とかの問題で少なくともしようということでやったことが、急激にやったものですから、かえって使用量が増えてしまうという問題が出たとお聞きしたことがあるんですが、日本の場合を例にとりますと、簡単に試算しますと、豚の場合 1,700 万頭ぐらいだと思んですが、飼料で 40~50 万トンぐらい余分に要することになりますし、ふん尿が 140 万トンぐらい余分に出てくるんじゃないかと思うんです。

そういう問題があるもんですから、当然そういうものに向かって進まなければいけないんですが、我々も安全というようなことから、いわゆる薬剤添加物を使わないで飼育するという試験を重点的な課題としてやっているんですが、農家の指導も、免疫増強的な、自然のものを使ってやるとかいうのは、非常にマイルドな感じで、試験も今までの抗生物質を使ったような形でぱっと出ないということでございますので、数回それを繰り返すと、そういう問題があるので、今後そういうものに向かう場合には、使わないでもできる法というような試験を積極的に進めていって、また農家に対しても、飼い方についてもその辺をやった上でやっていかないと、単に規制だけやりますと先程のようにかえって使ってしまうというような問題がありますので、その辺も政策的な問題として取り組んでいっていただきたいという意見でございます。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

御意見ということでございますが、事務局から何かございますか。

よろしいでしょうか。また何かあれば後程ということで。

それでは、他に。平井委員どうぞ。

平井委員 BSE の問題ですけど、今アメリカと折衝していただいているんですけども、我々も品物がなくて困っているということだし、消費者の方も困っているということもあるんですが、話が進展しているという中で、30 カ月以上とか 20 カ月以上を B S 検査するという話が出ているわけですけども、アメリカの日本へ輸入していた牛肉が生後何カ月だろうというのがほとんどの消費者の皆さんが知らないんですね。大体 14 カ月から 16 カ月なんです。正式にちゃんと発表せんと、あのまま話が進むと、全然じゃないのという不安が出るんじゃないか。

我々が購入しているビーフは生後 14 カ月から 16 カ月であった。今度の交渉において 2 万頭、4 万頭、20 万頭検査するというようになってきたけれども、世界的に話し合いの中で、安全、安心じゃなしに安全は 20 カ月以上とか 25 カ月以上になるんだけれども、今まで入れていたやつが 14~16 カ月ですよとはっきり明示して話し合いをオープンにしないと、輸入再開になってから消費者の方から不安が出てくるおそれがあるんじゃないかな。僕自身そういう考えを持っておりますので、その辺、ひとつよろしくと言いたいのと、も

う1つ、病死牛の問題。1万頭を経費を払って、我々も生産農家も、わざわざ保健所へ持って行ってBS検査して、処理が、兵庫県の場合はないので四国まで持って行ってあります。24カ月以上の病死牛はね。今までは保健所の先生に立ち会っていただいたら、焼却とか、生石灰で安全なところで埋めるという処理でよかったわけですがけれども、今は姫路と淡路の2カ所ありまして、そこへ検査が済んだ死亡牛を、保管していて、集めて持って行ってあります。この辺も、消費者の皆さんは不安なことから、お金も手もかけて安全ですよということまでやっているんだから、消費者の皆さんにその辺まで浸透させてほしいなと、この際お願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他。

竹林委員どうぞ。

竹林委員 都道府県の畜産行政の立場から2点ほど、意見ということでお話をさせていただきたいと思います。今、畜産物の安全・安心の説明がございまして、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザということで、連日トップニュースになるような大きな課題について、大変御尽力、御苦労いただいたと考えておりまして、まず御礼を申し上げたいと思います。北海道においても口蹄疫、BSEも6例、北海道にかかわったものがございまして、その際もさまざま御支援いただいております。

家畜伝染病予防法に基づいたいろいろな業務のあり方なんですけれども、資料3の3ページ目で、家畜伝染病予防法の概要について先程御説明いただいたところでございますけれども、相当の業務は都道府県の家畜保健衛生所などが扱っているわけでございます。例えば家畜伝染病予防法の発生予察事務については本来都道府県自らやる自治事務ということで位置付けられてございますし、まん延防止の事務は法定受託事務ということで都道府県が相当の部分を担当しているわけですが、先般の鳥インフルエンザの際も、例えば半径30kmの移動制限区域を円で描くと複数の県が入ってしまう。あるいは生産物についても、もう既に流通して10数県のところに行ってしまうというような状況もあるわけでございます。

特に海外悪性伝染病のような病気につきましては緊急な対応を要しますし、広域的な対応も要するわけですので、財政面、人的な面も含めて、対応する都道府県の負担は大変大きなものがあると考えておりますので、こういう重要な病気については国家防疫的な視点に立って、国と地方の役割分担、あるいは都道府県間の連携のあり方についても、さらに御検討を深めていただきたいと思います。今回の家畜伝染病予防法の改正によりまして、その部分は相当強化されたと思っておりますし、13ページの資料でもお話がありましたとおり、国の方で総合的な指針を作るという話もありますので、そうした中でも広域的な連携のあり方も含めて御検討いただければと思っております。

それからもう1点、BSEの関係ですが、BSE全頭検査と特定危険部位の除去で、消費者のこのシステムへの信頼感というのが相当浸透してきている。そうしたことから若齢牛で発生しても死亡牛で発生しても混乱がなかったと思っております。検査のあり方については、今御説明がありましたとおり食品安全委員会で検討されていると承知しておりますけれども、平井委員からもお話がございましたとおり、最終的には消費者の皆さんにこうした科学的評価の状況等を理解していただけるかどうかというのがすべてだと思

っておりますので、いろいろな評価の結果などを消費者に知らせる努力、理解を求める努力をしっかりとやっていただきたいと思います。消費者の牛肉に対する安全とか安心に対する信頼感が損なわれないように、都道府県の立場でも努力したいと思っておりますけれども、そこをベースに置いて全頭検査の見直しについては慎重な対応をお願いしたいと思っております。以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

中村委員どうぞ。

中村委員 1つは今のに関連しますけれども、BSEの日米協議関係です。資料を見ますと「早期に輸入再開できるよう協議」となっているものですから、やや気になる表現かなと思って、安易に妥協しないでほしい。そのことによって牛肉全体の不信感につながらないように、今出ましたように、消費者の理解と信頼を第一に考えてほしいというのが1つ。

それからもう1つは、今、我々で東アジアに米を中心に輸出の取り組みを始めているんですが、東アジアというのは香港、上海、台湾、シンガポール等ですけども、向こうで現地の人と話していると、日本の牛肉が欲しいという声も結構あるものですから、ぜひ仲間に入れたいと思っているわけです。そういった国との協議というのもお願いしたいなという点。

以上がBSE関係ですが、トレーサビリティ等の安全・安心対策の取り組みのコスト負担の関連ですけど、トレーサビリティ等で生産段階なり流通段階でコスト負担が増えてきているのが現状なものですから、できるだけ低コストのシステム、どこまで必要かというトレーサビリティの議論もありますので、その辺と、コストが大きくなる場合には消費者段階の負担も含めた検討も進めてほしいなというところですよ。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

番場委員に始まって中村委員まで、意見という形で御発言された部分が多かったと思いますけれども、何か事務局からございますでしょうか。

栗本衛生管理課長 何人かの委員から御意見を頂戴いたしました。私どもも同じように考えておまして、消費者の御理解が得られないことにはまずいということはよく承知しておまして、これは食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が連携してやっております、特に検査につきましては厚生労働省がやっていることでございますので、一義的には厚生労働省ということになりますが、農林水産省といたしましてもその辺は十分に注視しておまして、リスクコミュニケーションについては、8月4日だったと思いますが、食品安全委員会でのリスクコミュニケーションが予定されております。消費者の方からのいろいろな意見を大切にしながら進めていきたいと考えております。

それから、中村委員からございました牛肉の輸出につきましても、今回、日米の間でも、こちらからの輸出についても同じように考えるということで協議を進めておりますし、その他の国につきましても、BSEに限らず鳥インフルエンザなどにつきましても、日本で発生して一旦止められている国に対しては、きれいになったということをお知らせして、また開けてもらうというようなことを進めております。御紹介させていただきます。

生源寺部会長 それでは、その他御発言があればと思います。

それでは大野委員、続いて阿部委員、よろしくお願いします。

大野委員 動物用の医薬品と農薬の残留問題について、ちょっとお願いを申し上げたいわけですが、今、厚生労働省が中心になりましてポジティブリスト制というものを導入しようという動きがございます。これはフードチェーンの各段階で、原料の生産過程、製品の製造過程、あるいは製品の流過程においてそれぞれ安全確保を義務付けていこうということだろうと思っております。

そこでお願いを申し上げたいわけではありますが、国及び地方自治体が関連する機関と協力をして、農産物に関しましては栽培農家の出荷時において使用農薬の残留チェックをお願いしたい。また、乳及び畜産物に関しては、飼育、酪農、あるいは畜産農家が出荷時に使用動物用医薬品などの残留チェックを定期的を実施する仕組みをぜひ確立をお願いしたいし、また、20ページに書かれておりますけれども、記録の保存というものをぜひ義務化をしていただきたいと思います。

2番目ですが、国及び地方自治体を実施しております輸入原料及び国産畜産・水産物に対するモニタリング調査の残留実態の情報というものを速やかに公表いただきたい。

それから3番目ですが、国民に対してポジティブリスト制に対する正しい知識の普及をぜひお願いをしたい。こういうものが発表されますと不安だけをかきたてることにもなりかねませんので、正しい知識をぜひ普及していただきたい。

それから4番目ですが、こういう制度が導入されますと流通が非常に厳しく受けとめて、我々食品の製造メーカーなんかには証明書や検査書を持ってこいと大変厳しく要求されることがございます。生産段階でのチェックをきちんと行っているということを流通にも知らしめて、安全の確保に努力をしているんだということをぜひ啓蒙いただきたいという点でございます。

5番目は、この制度の実効性を高める意味合いから、生産過程におけるチェックシステムの確立をぜひお願いをしまして、食品製造業者に過度に負担が来ないように、ぜひお願いをしたい。こういう5点のお願いでございます。

生源寺部会長 それでは阿部委員、お待たせしました。

阿部委員 先程衛生管理課長が、基本的には家畜を健康に飼うことが安全な畜産物を生産する。それが必須の要件だというお話をされました。その中で伝染病とかBSEといったこととの関連で話をされたんですが、一部お話がありましたが、それと同様、あるいはそれ以上に、日常の動物、家畜の飼い方に関する理念みたいなものを新しい酪肉近の中に盛り込んでいくことが大切じゃないかなと感じております。

健康な家畜から健全な畜産物ができるんだ。健全な畜産物が安全・安心な商品を生産するんだということをベースに、例えば飼料の関係、今まで自給率に関する議論がありましたね。自給率を高めることが家畜を健全に飼うんだ。具体的に言うと乳牛が対象になると思うんですが、今まで議論してきたことと、今日の安全性ということをきちっとリンクさせてまとめ上げることが必要だと思うんです。しっかりした自給飼料を生産して、それを目いっぱい食べさせて、小さいときには牛の腹をしっかり作って、長持ちするような乳牛を作っていく。今のように連産性が少なく、せいぜい3産ぐらいで淘汰せねばならないといったような状況にはしない。

今そういう状況になっている1つの要因としては、前回は申し上げましたけれども、輸

入穀類を多給して生産性を非常に高めた結果、牛がもたなくなっている。生産量が多くなっているということです。それと並行して、自分の地域で稲わらを集めるのが大変だから、その汗を流すことはやめよう。牛の頭数も増えているから。どうしているかということ、稲わらのかわりに、向こうで燃やしたら公害になるようなストロー乾草、種を取った乾草を輸入して、稲わらよりも品質の悪いものを食べさせている。その中には、例えばオーストラリアの燕麦の乾草から出てくるコリネトキシンのような中毒を起こす場合がある。それから、ペレニアルライグラス、つまり芝生用のものから種を取ったものをたくさん輸入していますけれども、そのためにエンドファイトで中毒が起きたり、アメリカのアルファルファ、スーラグラスで硝酸態窒素の問題が起きたりといったようなことで、飼料の自給率が低いためにリスクを抱えている。輸入穀類のアフラトキシンの問題もあります。

そうでなくて、今だんだんだんだん浸透しつつあるように、私は評価していますけれども、飼料稲、これを日本型の酪農、日本型の畜産の基盤として置いて、それをしっかり食べさせて、先程言いましたような健康な牛を作って、長持ちさせて、そこからすてきな牛乳を作っていくんだということですね。

繰り返しになりますが、飼料の自給率を高めて元気な牛を飼うということが健全な畜産物を生産するんだという理念です。これはある意味では、最初にお話がありましたけれども、有機畜産物の生産の理念と近い性質ですが、一遍に有機畜産というのは日本の場合にはちょっと無理だと思いますが、そういう考え方を導入して行って、今日のテーマのようなものを作っていくんだというまとめ方ですね、その要素はたくさんあるんですが、その部分が、最初の話に戻りますが、BSE、インフルエンザというようなことに消されてしまっただけじゃないんで、そういった問題と同様、あるいはそれ以上に書き込んでもらいたい。

実際に、消費者にはそういう日本の畜産を見てもらって、これならばいいやという、それが本当の消費者、都市の連携だと私は思います。そういうような取りまとめをお願いできたら幸いかと思います。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

それでは、近藤委員、千葉委員、矢坂委員の順番でお願いします。

近藤委員 今の阿部委員にも若干関係するかもしれないんですが、食育に関することなんですけれども、食育の話で消費者と現場とのコミュニケーションといいますと、かわいらしい乳牛の話ばかりが出てきて、乳搾りの体験学習とかいう話が多いんですけど、どちらかというと食べる方の肉の安全性とか食育が問題になっているので、その辺の工夫が要るのかな。食べる肉を作るため、安全に流通に乗せて、例えばスーパーの店頭で並んで食卓に上るまでにこれだけの努力が重ねられているんだ、どこがどれだけの安全性があるんだという話を教育の中に入れていかないと、安全性については肉の話をしていながら、食育の現場という乳牛の話になっちゃうところでもしかしたらギャップがあるのかな。本日いただいた資料もその辺で、そちらの方に目が行ってしまうのかなというところで、問題になっていることとやっていることのギャップについてもう少し、食育のことについては知恵を出す必要があるのかと思いましたので、感想を申し上げました。

生源寺部会長 それでは千葉委員、どうぞ。

千葉委員 私も食育にかかわることについて感想というか、意見を述べさせていただきたいと思いますが、今意見をいただいたことと合わせまして、もう1つ別の観点なんですけれども、食育という場合に消費者の安全性ということの問題にする、それは当然かと思いますが、同時に、生産者自身が食というものをどのようにとらえているのか、その点で結構不安なところが多いかなと、私は日ごろ感じております。

家の光の協会で、2000年とか1999年、各国で比較調査した中身などを見ましても、他の国と比べまして日本の農家の女性の方々の伝統食とか特産物を食に取り入れていくというところでの自覚というか、非常に低いんですね。日本以外の先進国の場合には、とにかく郷土料理を大事にしたいという意識を非常に強く持っているわけです。そういうところが大変弱いと感じておりますし、昨年、私があるところで調査いたしましたら、地域の伝統食というのがほとんど断ち切れる状況にありまして、60歳もほぼ危ないですね。70歳以上の方々がようやくそういったものを維持しているという状況で、若いお母さんたちからすると非常に人気がないですね。おいしくないということで、そういうものを子供たちに食べさせたいとは思わないという答えがかなり返ってまいりました。これは非常に深刻だと思っております。したがって、消費者の食育ということももちろん重要ですが、それと同時に、命の源である食というものを生産者も含めて全体としてどうとらえ直していくのか、その点が非常に大きな教育の課題だろうと思うんですね。

そういった場合に、今回の資料4を見ますと国民的な運動として展開していきたいと思っておりますけれども、「国民的な運動」と言っている割には具体的な中身になっていないな、まだスローガンにとどまっているなと思いますし、単なる啓発・普及だけではなくて、場合によっては文科省などとも連携・共同しながら学校での食育、併せて社会教育ですね、大人の学習。先程山口県の耕作放棄地の話が出ておりましたけれども、あれなども丁寧に丁寧に、工夫して、動機付けをしながら、学習的な要素を入れながら相互理解を図っていると思えたんですけれども、そういった手法なども食育の中で取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っております。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは矢坂委員どうぞ。

矢坂委員 3点ほど申し上げたいと思います。

第1点は、今日の資料を拝見すると非常に多くの法令が改正されたり、新しい法律が作られる、またそれらに対応して新しい指針などが次々と示されてきたことがわかります。一方で、非常に多面的な規制や指導が行われて今の食の安全が保たれているという実態が明らかになったような気がします。これを現場から見ると、次々に新しい規則や行政指導が定められたという連絡が入って、生産者側だけでなく、食品製造業、流通業者といった食品産業全体も、どういうふうにそれを体系立てて理解すればいいのか、非常に難しくなっているのではないかと想像します。緊急事態から脱した今、現場とのきめ細かなリスクコミュニケーションが求められていると思うのですが、具体的にどういう形でそれが行われているのか、よくわかりません。

例えば県の組織も、食の安全を図るためにある程度は再編されているのかもしれませんが、厚労省や農水省、環境省等の規制の変化あるいは追加などを受けとめるような組織再編が具体的にどうなっているかということも重要な論点になるのではないかと。今行われて

いる規制をどういう形で現場で理解して実施してもらうのか。ただ単に規制を変えるとか追加するだけでは済まないで、その辺を教えていただきたいということです。

2点目は、普及の時期に差しかかっているトレーサビリティについてです。牛や牛肉のトレーサビリティも本格的に動き出し、また動きだそうとしています。JASも、先程御説明がありましたように、有機JASやトレーサビリティJASというものが出てきます。しかし一方で、JAS、トレーサビリティについての理解がより混乱しているという話も聞くようになりました。今日いただいた参考資料の1でも、トレーサビリティを差別化に使っているという記述がありました。本来トレーサビリティというのは差別化された商品の特質を立証するものでありますけれども、農林水産省の中でも必ずしも同じ理解になっていないのかもしれないです。

さらに、トレーサビリティの発足当時から問題になりましたが、牛のトレーサビリティは食肉鶏卵課、食品一般は消費・安全政策課、JASは表示・規格課と所管課が3つに分かれており、情報のずれや一層の調整の必要性を常に感じておりました。トレーサビリティを普及、定着しようとするならば、トレーサビリティの誤解が生まれないような調整手法が望まれるのではないかと思います。

3番目は、同じくトレーサビリティに関連してですが、トレーサビリティを緊急的な対応措置ではなくて恒常的なシステムとして定着させようとするならば、より効率的で、社会的なコストも少ないものとして考えていく必要が出てくるのですが、信頼性を確保することが前提とされなければなりません。トレーサビリティは、量販店の流通センターや店舗ではなかなか普及しないとか、検査体制が必ずしも公共的なシステムになっていないという問題が指摘されます。ここで特に申し上げたいのは、牛肉のトレーサビリティで量販店が入荷した牛肉の記録・保管を卸売業者に委託するという動きがあることについてです。すべての量販店ではないようですが、相当数の量販店がこうした仕組みを利用することになるだろうと伺っております。卸売業者はどこに牛肉を売ったかという記録を保管していますが、牛肉を買った量販店はその記録を残しませんので、行政検査の際には卸売業者のデータベースからデータを持ってくるということになります。データのダブルチェックはできなくなります。

トレーサビリティシステムの信頼性はDNA検査によって担保されるとよく言われていますが、大規模なDNA検査はいわば緊急事態として発足した検査手法です。長期的にもそれを維持しないとトレーサビリティの信頼性が保てないような仕組みになりかねない状況になってきています。業界自身の自由度はあるとはいえ、トレーサビリティの信頼性に大きくかわるような問題です。社会的な仕組みとしての信頼性を確保するためには、トレーサビリティシステムの中期ビジョン、どういう形で緊急的なトレーサビリティから効率的で安定したトレーサビリティに向かっていくのかというビジョンを打ち出していく必要があるのではないかと思います。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

大野委員から始まりまして多彩な意見、あるいは若干御質問もあったかと思っておりますけれども、このあたりで事務局から何かございますでしょうか。

矢坂委員からは、制度の改革に対応して組織の状況がどうなっているかということについて、事務局から御説明があればということがあったかと思うんですけれども。

栗本衛生管理課長 御指摘のように、都道府県の段階でも消費・安全局的な部署を設けたような再編をしたところもございます。今日御紹介いたしました防疫指針とか家畜衛生基準、新しく作らせていただくものについては、まだ作成途上なので、実際に普及に移していく段階ではできるだけわかりやすいような進め方をさせていただきたいと思っております。

どこの部署に所属しているかはあるかもしれませんが、生産現場に直接指導や普及にいらしていただくのは、家畜保健衛生所の家畜防疫員の方とか地域の獣医さんの御協力をいただくという形になると思っておりますので、できるだけわかりやすい形で普及できるようなQ&A等を用意したいと思っております。

それから、大野委員のポジティブリスト化についての対応ですが、ちょっと御説明させていただきたいんですが、食品衛生法でポジティブリスト制を導入することが決まっております、これに対応して私どもがやっておりますことは、一定の量しか残ってはいけないということが決まっております。例えば肉なり牛乳なりにこれだけしかある物質が残ってはいけないということになりますと、生産する段階で飼料や動物用医薬品としてはどのぐらい、どうやって使ったら大丈夫か、先程御紹介いたしました飼料ですと規格基準、動物用医薬品では使用の基準というものがございまして、食品衛生法の基準に合う肉などが作られるように、動物用医薬品あるいは飼料添加物等の方で規制をかけております。そのとおり使われないと罰則がかかるようになっております、そのとおり使っただけはポジティブリスト化された新しい基準に合うものがつくられる仕組みにするということで、農水省側では動物用医薬品なり飼料添加物の基準を見直すという作業を今、厚生労働省と連携してやっております。基本的にはその基準を守ってもらえばいいということで、肉などについての確認は厚生労働省が担当するという役割分担になっております。

生源寺部会長 それでは、いろいろ意見がございましたが、事務局の方で受けとめていただければと思います。

増田委員どうぞ。

増田委員 食育のことでおっしゃった意見を伺って、黙っていられなくなりまして。

資料の(その2)の3ページと4ページにわたるところだと思うんですけど、こういうレベルから早く脱却して、畜産現場で食育にどういうふうにというように成長していただきたいというお願いでございます。

といたしますのは、昨今の子供を取り巻く残酷な事件なんかを見ていますと、命の大切さとか、命の残酷さとかいうものから子供たちが余りにも遠ざけられている。おっしゃいましたように、搾乳体験をすることで畜産の食育と思うのはもうやめた方がいいんじゃないか。折に触れて私はふん尿の処理とか、そういうことも……。教育現場の先生方は危険を回避しなければというので、余り乗り気になれないということも聞いておりますが、例えば肉牛生産者の女性が話してくれたんですけど、500 kg、700 kgの牛を出荷するとき、ものすごい勢いで牛が抵抗する。このつらさを子供にぜひ体験してもらいたいと思うんですけどという話のある研修会で伺って、そういうことも知ってこそ命の大切さの感性を育てることができるんじゃないかと私は思っております。他の農業現場よりも、一番大事なのが畜産じゃないか。お願いでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは平井委員どうぞ。その後で富樫委員。

平井委員 ずっと最初からお世話になっているんですけども、生産する側、消費していただく側、今いみじくも、生きた牛、800 kg ぐらいあるんです。8カ月から9カ月の子牛から、約2年間、愛情を込めて、病気せんだろうか、生産者の方が一生懸命飼っている。出荷するときは涙をこぼして出荷するんです。

その命を取っているのが我々なんです。牛1頭の頭をたたいて、皮をむいて、内蔵を出して、1頭の手数料が幾らだと思いますか。豚は幾らもらえだと思いますか。1万円ただけじゃないんです。そういうところを抜いたままでこういう話し合いがあるというのは、僕は本当にたまらんですけれども、しかし私らは業者です。ある程度我慢して、仕事だからやっております。

子牛、乳牛、肥育農家、鶏から豚、すべて飼っている人は愛情を持って飼っております。しかし仕事の上でやっているから、趣味じゃないんです。愛玩じゃないんですよ。犬や猫や鳥じゃないんです。事業としてやっている。やむを得ず命を取っております。そういう中で今どうだろうという話を僕はしていただきたいな。太ったらいいんだということで何でもやったらいいんじゃないんです。そういうことを子供の教育の中にも。

だから今度のBS。乳牛ですな。僕らは言いたいです。一部出ましたけれども、乳牛は月齢が長い。そういうことで発病しやすいということもあります。我々がお願いしたいこと、発表したいことは幾らでもあります。生きた豚、養豚業者の方がおられますけれども、やはり120 kg ぐらいある。涙をこぼす。屠殺場の前に行った牛や馬や豚が涙をこぼすというんですよ。それを我々は乗り越えて仕事をしております。命の尊さというのはそこにあるんですよ。

やむを得ずということもあるんで、その辺も皆さん御理解していただいて、今言うように安心・安全は確かに大事だ。しかしおいしさが一番大事なんです。トレーサビリティが行き届いたら安心・安全はあっても、おいしさは確保できません。悪くて高かったら売れません。おいしくて信頼があれば、なお売れるわけです。その辺も御理解いただいた中で話し合いをしていただきたいなと思います。すみません。

生源寺部会長 それでは富樫委員。

富樫委員 遺伝子組換えの話が余りなかったんでちょっと。

北海道でも Non-GM 酪農というか、安全・安心ということでそういう動きが結構あります。それで、Non-GM の酪農をしようと思っても、例えば餌にしても、そういう情報が余りない。難しいかもしれないけれども、そういう情報をなるべく多く開示して欲しい。それが Non-GM 酪農を活性化させるのではないかという意見があります。

例えばですけども、牧草の種とか、穀物、トウモロコシ等の種の話ですけども、本当にGMがあるのか、ないのか、あるとしたらどのようなGMがあるのか、食品の安全性のみならず生態系の安全性を考慮しているのか否か。特に、イネ科は自殖ですけども、マメ科に関しては他殖ですから、花粉が飛散して交雑する可能性もなきにしもあらずということで、除草剤等を使っていますが、そういうのに抵抗性のあるGMがあるなら、他の野草あるいは雑草等に遺伝子が飛散する可能性もあるのではないか。そういうようなこともちゃんとチェックしているのか否かですね。

それから、飼料作物としては遺伝子組換えがアメリカ等においては多くの品種で使っている。とするならば、実際に酪農家で使おうとしている濃厚飼料にそれがどのぐらい入っ

ているのか、あるいはゼロなのか、その辺の情報がわからないとよく聞きます。ということで、難しいことはたくさんあると思うんですけども、できる範囲で情報を開示をして欲しいということを希望いたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

阿部委員、その後、向井委員。

阿部委員 先程まで、優しさも、厳しい面も含めて、畜産というものを知ってもらうことが食の安全性、畜産物の安全性ということの相互理解につながるんだということが議論になったと思うんですね。知ってもらう対象は、やはり若い人かなと思うんです。私は日本大学の動物資源科学科というところで仕事をしていますが、埼玉、東京、千葉、神奈川といういわゆる都市圏の子供たちが非常に多いんですね。彼ら、彼女らは、自分の家で飼っている犬と猫、伴侶動物、動物園の動物、それからテレビで見る野生動物というのはよく知っているんですが、牛、豚、鶏の畜産というのはほとんど知らないで入ってくるという傾向があります。

入ってきて、「ああ、牛、豚、鶏というのもおもしろいね」ということになるんですが、そこで先程平井委員がおっしゃったように、命を取って我々は生きているんだというかなり厳しいことも話をしますし、動物のウエルフェアというか、福祉の話をするんですが、そういう子供たちが育っている環境というのは、間違いなくお父さん、お母さん、おばあさん、おじいちゃんたちも畜産というのは知らない。そういった人たちが消費者という構造の骨格をなして、産業者に対するいろいろな要望が出てくる。

ちょっときつい言い方ですが、私は、今は生産者と消費者というのは平等互惠ではないと思っています。これは私の考えです。つまり生産者の方が少し腰が引けているんじゃないか。積極的なのはむしろ消費者の方で、やはり平等互惠が必要だ。

それで結論的な私の意見ですが、食料・農業・農村政策審議会企画部会、つまり親部会の議論の中にも、いかに農業とか畜産を若い人たちに知ってもらうか、今の世の中、科学、サイエンスに高校生が興味を持たないからどうしようかと文科省とか前の科技庁が一生懸命やっていることと同じように、農水省の、前に座っているお歴々も、若い人たちに畜産というのをどう知ってもらうか、特に都市の、そこら辺を何とか工夫してやっていただければなと思います。もしそういう試みがおありなら紹介していただけたら。若い人たちにいかに知ってもらうか、それをこういう議論の延長線としてやってもらう。それが非常に大切なことだと思います。ちょっと長くなりましたが。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは向井委員どうぞ。

向井委員 トレーサビリティのコスト面、あるいは緊急事態を脱した後の今後の用途、それはまさにコストなり信頼性の担保につながるわけですけど、現実には、特に肉牛等につきましては今は耳標という形で個体番号が管理されているわけですけども、これはかなり手間もかかるだろうし、現場に携わっている人たちの日常的な作業というのは膨大なものだと思うんですけども、例えばチップとか、もう少しオートマチックに、合理的にできるようなものは可能性はないのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

生源寺部会長 ありがとうございます。

まず阿部委員から、若い人に畜産の実態を知らせるような取り組みがあるかどうか、あれば紹介していただきたいということと、耳標にかわるシステムの可能性について、2つについて何かございますか。

塩田畜産振興課長 まず向井委員のトレーサビリティに関して、御存じのとおり昨年の12月から全頭に耳標がつけられ、コンピューターに登録しています。耳標については、当然ながらつける手間、耳標代がコストとして出てくる。

今のお話のように、個体を識別する手法ということで、現在はプラスチックの耳標に番号を表示したものを両耳につけるといいう手法をとっています。過去からも、またこれからもですが、マイクロチップその他、バーコードも研究対象に入っておりますが、個体を識別する手法としての技術的な展開、これからの開発については、当然ながら引き続きいろいろな情報を得て進めていく。それによって簡便に、コスト的にも下げていくことにつながっていくと思いますので、そのあたりにつきましては並行して見ていきたいと思っております。

川合畜産総合推進室長 都会の若い人に畜産を御理解いただく手法、これさえやればという突破口、確実なものということですぐにお答えできるものがあるわけではございませんが、資料4の4ページに記載させていただきましたインターネットによる情報提供、時間の関係もあって細かいことまでは説明しませんでしたけれども、この中でも若い人も含めて消費者向け、あるいは畜産業、流通に直接携わっていない方々にも御関心のあるような情報についていろいろ提供させていただいている。こういった情報をどういう形で提供するのが一番効果的で効率的なのかということにつながってくるんだらうと思っておりますけれども、うまい情報のあり方につきまして、有識者の御意見も聞きながら考えていければと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大体予定している時間になっているわけですが、御発言なさりたい方があればどうぞ遠慮なく御発言ください。

よろしいでしょうか。

高橋委員どうぞ。

高橋委員 食品というか、農畜産物、特に畜産物ということで議論しているんですが、安心・安全な畜産物ということで、生産する段階でどこが安全の出発点なのかといつも思うんです。というのは、100%自給の粗飼料で牛を扱うというのは不可能だという現状の中で、濃厚飼料も買わざるを得ない、薬品も投与しなければならない。生産から消費まで1つのサイクルの中で回っていると私は思っています。

そういう中で、BSEをとらえれば、生産現場が原因でBSEが発生したのか。現場からすればそうは思っていない。購入したものにそういう物質が入っていたんだというところから考え方をしてきた経過があります。今に至ってそのことをどうのこうのと言う気はありません。今後、畜産物をいかに安全に生産して消費者に届けるかというのは、我々生産現場の使命だと思います。ただ、過去のそのような部分をきちっと整理していただきたい。その中で我々生産者が安心して使える資材、飼料から、動物用医薬品から、添加剤から、すべてきちとした規制というか、制度的な中で構築していただければ、生産現場としては消費者の要望にこたえられると私は思っています。

それがないと、一つ一つの品目について 100 %農家が理解して使っているという現実はないんです。今は生産履歴をきちっとつけようということで、それぞれ農家はコストをかけて取り組んでいます。そのコストは最終的に生産物には反映されません。あくまでもコスト高という形で経営を圧迫している。そういうのが生産の減退につながっていく可能性もあるんだという部分を御理解いただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日も委員の皆様から大変貴重な御意見をお聞きすることができまして、ありがとうございます。事務局におかれましては、委員の皆様の御意見を十分に踏まえ、今後の企画部会での議論につなげていただければと思います。

それでは、本日の企画部会はこれで閉会といたします。長時間ありがとうございました。

なお、今後の日程につきまして事務局からお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 次回の畜産企画部会につきましては、既にお知らせいたしましたとおり、8月9日に開催いたしたいと考えております。これまでいただいた御議論の整理を中心に行いたいと思っております。

長時間にわたり御熱心な御論議をいただき、どうもありがとうございました。

閉 会